

総統勢第180号
平成19年9月20日

総務大臣殿

総務大臣



住宅・土地統計調査に係る承認について（申請）

住宅・土地統計調査（指定統計第14号を作成するための調査）を別紙のとおり実施したいので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項及び第13条の規定に基づき申請します。

住宅・土地統計調査に関する承認申請事項 新旧対照表（下線の部分は改正部分）

変更事項	現行事項	変更理由
<p>第1 統計法第7条第1項の承認申請事項</p> <p>1 目的，事項，範囲，期日及び方法</p> <p>(1) 目的</p> <p>住宅・土地統計調査は，我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境，現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し，その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより，国民の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(2) 事項</p> <p>調査票（総務大臣の定める様式）により，次に掲げる事項を調査する。</p> <p>ア 住宅等に関する事項</p> <p>(ア) 居室の数及び広さ</p> <p>(イ) 所有関係に関する事項</p> <p>(ウ) 敷地面積</p> <p>(エ) 敷地の所有関係に関する事項</p> <p>イ 住宅に関する事項</p> <p>(ア) 構造</p> <p><u>(イ) 破損の有無</u></p> <p><u>(ウ) 階数</u></p> <p><u>(エ) 建て方</u></p> <p><u>(オ) 種類</u></p> <p><u>(カ) 建築時期</u></p> <p><u>(キ) 床面積</u></p> <p><u>(ク) 建築面積</u></p>	<p>第1 統計法第7条第1項の承認申請事項</p> <p>1 目的，事項，範囲，期日及び方法</p> <p>(1) 目的</p> <p>住宅・土地統計調査は，我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境，現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し，その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより，国民の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(2) 事項</p> <p>調査票（総務大臣の定める様式）により，次に掲げる事項を調査する。</p> <p>ア 住宅等に関する事項</p> <p>(ア) 居室の数及び広さ</p> <p>(イ) 所有関係に関する事項</p> <p>(ウ) 敷地面積</p> <p>(エ) 敷地の所有関係に関する事項</p> <p>イ 住宅に関する事項</p> <p>(ア) 構造</p> <p><u>(イ) 階数</u></p> <p><u>(ウ) 建て方</u></p> <p><u>(エ) 種類</u></p> <p><u>(オ) 建築時期</u></p> <p><u>(カ) 床面積</u></p> <p><u>(キ) 建築面積</u></p> <p><u>(ク) 家賃又は間代に関する事項</u></p>	<p>・住宅の質をよりきめ細かくとらえるための調査事項の変更</p>

<p>(ケ) 家賃又は間代に関する事項 (コ) 設備に関する事項 (サ) 増改築及び改修工事に関する事項 (シ) 世帯の存しない住宅の種別 ウ 世帯に関する事項 (ア) 世帯主又は世帯の代表者の氏名 (イ) 種類 (ウ) 構成 (エ) 年間収入 エ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (ア) 従業上の地位 (イ) 通勤時間 (ウ) 現住居に入居した時期 (エ) 前住居に関する事項 (オ) 別世帯の子に関する事項 オ 住環境に関する事項 カ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 (ア) 所有関係に関する事項 (イ) 所在地 (ウ) 面積に関する事項 (エ) 利用に関する事項</p> <p>(3) 範囲 ア 調査の地域 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づき、調査実施年2月1日現在により設定された単位区のうち、総務大臣が指定する約208,000単位区（以下「調査単位区」という。）とする。 イ 調査の対象 調査時において、調査単位区内から抽出し</p>	<p>(ケ) 設備に関する事項 (コ) 駐車スペースに関する事項 (サ) 増改築に関する事項 (シ) 世帯の存しない住宅の種別 ウ 世帯に関する事項 (ア) 世帯主又は世帯の代表者の氏名 (イ) 種類 (ウ) 構成 (エ) 年間収入 エ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (ア) 従業上の地位 (イ) 通勤時間 (ウ) 現住居に入居した時期 (エ) 前住居に関する事項 (オ) 別世帯の子に関する事項 オ 住環境に関する事項 カ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 (ア) 所有関係に関する事項 (イ) 所在地 (ウ) 面積に関する事項 (エ) 利用に関する事項</p> <p>(3) 範囲 ア 調査の地域 住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づき、調査実施年2月1日現在により設定された単位区のうち、総務大臣が指定する約213,000単位区（以下「調査単位区」という。）とする。 イ 調査の対象 調査時において、調査単位区内から抽出し</p>	
---	---	--

<p>た住宅等及びこれらに居住している世帯とする。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。</p> <p>(ア) 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設</p> <p>(イ) 皇室用財産である施設</p> <p>(ウ) 拘置所，刑務所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院及び入国者収容所</p> <p>(エ) 自衛隊の営舎その他の施設</p> <p>(オ) 在日米軍用施設</p> <p>(4) 期日 住宅・土地統計調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から5年目に当たる年に行う。調査は、調査実施年の10月1日午前零時現在によって行う。</p> <p>(5) 方法 ア 調査の流れ 調査は、総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者）の流れにより行う。</p> <p>イ 統計調査員 (ア) 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区内において抽出された住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。</p> <p>(イ) 「(ア)」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上</p>	<p>た住宅等及びこれらに居住している世帯とする。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。</p> <p>(ア) 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設</p> <p>(イ) 皇室用財産である施設</p> <p>(ウ) 拘置所，刑務所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院及び入国者収容所</p> <p>(エ) 自衛隊の営舎その他の施設</p> <p>(オ) 在日米軍用施設</p> <p>(4) 期日 住宅・土地統計調査は、平成10年及び同年から5年ごとに行う。調査は、調査実施年の10月1日午前零時現在によって行う。</p> <p>(5) 方法 ア 調査の流れ 調査は、総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員の流れにより行う。</p> <p>イ 統計調査員 (ア) 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区内において抽出された住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。</p> <p>(イ) 「(ア)」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上</p>	<p>・住宅・土地統計調査規則(第4条)の記載との統一を図るため期日に係る記載を変更</p> <p>・民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とするため調査の流れに係る記載を変更</p>
--	--	--

の指導を受けて、単位区設定図の作成，統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導，調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

（ウ）「（ア）」及び「（イ）」の規定にかかわらず，特別の事情により調査員が「（ア）」の事務の一部を行うことができないときは，市町村長の定めるところにより，指導員が該当事務を行うものとする。

ウ 民間事業者

（ア）市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は，当該市町村長の担当調査単位区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

（イ）民間事業者及びその民間事業者に用いられる者は，定められた仕様書等に基づき，統計調査員に代わり，調査員事務及び指導員事務を行う。

エ 調査の方法

調査は，調査員（イの「（ウ）」の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者（以下「民間事業者等」という。）が世帯ごとに調査票を配布し，及び収集し，並びに質問することにより行う。

ただし，世帯員の不在等の事由がある場合

の指導を受けて，単位区設定図の作成，統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導，調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

（ウ）「（ア）」及び「（イ）」の規定にかかわらず，特別の事情により調査員が「（ア）」の事務の一部を行うことができないときは，市町村長の定めるところにより，指導員が該当事務を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は，調査員（イの「（ウ）」の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が世帯ごとに調査票を配布し，及び収集し，並びに質問することにより行う。ただし，世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は，調査員等が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行

・市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者が，当該市町村長の担当調査区の実地調査に係る業務の全部又は一部を行うことを可能とするため記載を追加

・民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とするための記載を追加

<p>又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等又は民間事業者等が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行う。</p> <p><u>オ 申告の方法</u></p> <p>申告は、世帯の世帯主又は世帯の代表者（世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による申告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者）が調査票に記入する方法及び調査員等又は民間事業者等の質問に答える方法により行う。</p> <p>ただし、総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。</p> <p>2 集計事項及び集計方法</p> <p>(1) 集計事項 集計事項は、別添のとおりとする。</p> <p>(2) 集計方法 集計は、独立行政法人統計センターにおいて、電子計算機により行う。</p>	<p>う。</p> <p>2 集計事項及び集計方法</p> <p>(1) 集計事項 集計事項は、別添のとおりとする。</p> <p>(2) 集計方法 集計は、独立行政法人統計センターにおいて、電子計算機により行う。</p>	<p>・民間事業者が実地調査に係る業務を行うこと及び一部の調査区において調査対象世帯がインターネットを用いて回答することを可能とするため記載を追加</p>
---	---	---

3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。

4 関係書類の保存

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2 年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
単位区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録媒体	永 年	総務省統計局長

5 経費の概算

平成20年度経費約73億 9 千万円

3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。

4 関係書類の保存

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2 年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
単位区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録媒体	永 年	総務省統計局長

5 経費の概算

平成15年度経費約76億 3 千万円

第2 統計法第13条の承認申請事項

指導員及び調査員又は市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、又は関係者に対して質問（以下「立入検査等」という。）ができるものとする。

- 1 構造
- 2 破損の有無
- 3 床面積
- 4 建築面積
- 5 敷地面積

（承認を申請する理由）

上記の調査事項については、世帯主又は世帯の代表者の申告とともに、統計調査員（市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合は、当該市町村の職員。以下「統計調査員等」という）自身も実測し、又は関係者に質問して申告の正確性を期する必要があるため、立入調査の必要な場合があることから、承認を得るものである。

また、市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合は、当該民間事業者及びその民間事業者に使用される者が公権力の行使にあたる立入検査等を行うことは適切でないことから、当該市町村の職員がこれを行うこととするものである。

なお、これらの調査事項の調査に当たっては、統計調査員等が不必要に屋内まで立ち入ることのないよう指導する。

第2 統計法第13条の承認申請事項

指導員及び調査員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、又は関係者に対して質問ができるものとする。

- 1 構造
- 2 床面積
- 3 建築面積
- 4 敷地面積

（承認を申請する理由）

上記の調査事項については、世帯主又は世帯の代表者の申告とともに、統計調査員自身も実測し、又は関係者に質問して申告の正確性を期する必要があるため、立入調査の必要な場合があることから、承認を得るものである。

なお、これらの調査事項の調査に当たっては、統計調査員が不必要に屋内まで立ち入ることのないよう指導する。

・実地調査を民間事業者に委託して行う場合において、市町村職員が立入検査等を行うことを可能とするため記載を追加

住宅・土地統計調査に係る統計法第7条第1項
及び同法第13条の承認申請事項（変更案）

第1 統計法第7条第1項の承認申請事項

1 目的，事項，範囲，期日及び方法

（1）目的

住宅・土地統計調査は，我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境，現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し，その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより，国民の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）事項

調査票（総務大臣の定める様式）により，次に掲げる事項を調査する。

ア 住宅等に関する事項

- （ア）居住室の数及び広さ
- （イ）所有関係に関する事項
- （ウ）敷地面積
- （エ）敷地の所有関係に関する事項

イ 住宅に関する事項

- （ア）構造
- （イ）破損の有無
- （ウ）階数
- （エ）建て方
- （オ）種類
- （カ）建築時期
- （キ）床面積
- （ク）建築面積
- （ケ）家賃又は間代に関する事項
- （コ）設備に関する事項
- （サ）増改築及び改修工事に関する事項
- （シ）世帯の存しない住宅の種別

ウ 世帯に関する事項

- （ア）世帯主又は世帯の代表者の氏名
- （イ）種類
- （ウ）構成
- （エ）年間収入

エ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- （ア）従業上の地位
- （イ）通勤時間
- （ウ）現住居に入居した時期
- （エ）前住居に関する事項
- （オ）別世帯の子に関する事項

- オ 住環境に関する事項
- カ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - (ア) 所有関係に関する事項
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 面積に関する事項
 - (エ) 利用に関する事項

(3) 範囲

ア 調査の地域

住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づき，調査実施年2月1日現在により設定された単位区のうち，総務大臣が指定する約208,000単位区（以下「調査単位区」という。）とする。

イ 調査の対象

調査時において，調査単位区内から抽出した住宅等及びこれらに居住している世帯とする。ただし，次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。

- (ア) 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設
- (イ) 皇室用財産である施設
- (ウ) 拘置所，刑務所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院及び入国者収容所
- (エ) 自衛隊の営舎その他の施設
- (オ) 在日米軍用施設

(4) 期日

住宅・土地統計調査は，直前の住宅・土地統計調査を行った年から5年目に当たる年に行う。調査は，調査実施年の10月1日午前零時現在によって行う。

(5) 方法

ア 調査の流れ

調査は，総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者）の流れにより行う。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は，市町村長の調査実施上の指導を受けて，担当調査単位区内において抽出された住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び収集，関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

(イ)「(ア)」の規定にかかわらず，都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は，市町村長の調査実施上の指導を受けて，単位区設定図の作成，統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導，調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

(ウ)「(ア)」及び「(イ)」の規定にかかわらず，特別の事情により調査員が「(ア)」の事務の一部を行うことができないときは，市町村長の定めるところにより，指導員が該当事務を行うものとする。

ウ 民間事業者

(ア) 市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は，当該市町村長の担当調査単位区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

(イ) 民間事業者及びその民間事業者に用いられる者は，定められた仕様書等に基づき，統計調査員に代わり，調査員事務及び指導員事務を行う。

エ 調査の方法

調査は、調査員（イの「ウ」の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者（以下「民間事業者等」という。）が世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。ただし、世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等又は民間事業者等が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行う。

オ 申告の方法

申告は、世帯の世帯主又は世帯の代表者（世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による申告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者）が調査票に記入する方法及び調査員等又は民間事業者等の質問に答える方法により行う。

ただし、総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。

2 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

集計事項は、別添のとおりとする。

(2) 集計方法

集計は、独立行政法人統計センターにおいて、電子計算機により行う。

3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。

4 関係書類の保存

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
単位区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長

5 経費の概算

平成20年度経費約73億9千万円（平成21年度分は未定）

第2 統計法第13条の承認申請事項

指導員及び調査員又は市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、又は関係者に対して質問（以下「立入検査等」という。）ができるものとする。

- 1 構造
- 2 破損の有無
- 3 床面積
- 4 建築面積
- 5 敷地面積

（承認を申請する理由）

上記の調査事項については、世帯主又は世帯の代表者の申告とともに、統計調査員（市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合は、当該市町村の職員。以下「統計調査員等」という）自身も実測し、又は関係者に質問して申告の正確性を期する必要があるため、立入調査の必要な場合があることから、承認を得るものである。

また、市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合は、当該民間事業者及びその民間事業者で使用される者が公権力の行使にあたる立入検査等を行うことは適切でないことから、当該市町村の職員がこれを行うこととするものである。

なお、これらの調査事項の調査に当たっては、統計調査員が不必要に屋内まで立ち入ることのないよう指導する。

住宅・土地統計調査に係る統計法第7条第1項
及び同法第13条の承認申請事項（現行）

第1 統計法第7条第1項の承認申請事項

1 目的，事項，範囲，期日及び方法

（1）目的

住宅・土地統計調査は，我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境，現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し，その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより，国民の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）事項

調査票（総務大臣の定める様式）により，次に掲げる事項を調査する。

ア 住宅等に関する事項

（ア）居住室の数及び広さ

（イ）所有関係に関する事項

（ウ）敷地面積

（エ）敷地の所有関係に関する事項

イ 住宅に関する事項

（ア）構造

（イ）階数

（ウ）建て方

（エ）種類

（オ）建築時期

（カ）床面積

（キ）建築面積

（ク）家賃又は間代に関する事項

（ケ）設備に関する事項

（コ）駐車スペースに関する事項

（サ）増改築に関する事項

（シ）世帯の存しない住宅の種別

ウ 世帯に関する事項

（ア）世帯主又は世帯の代表者の氏名

（イ）種類

（ウ）構成

（エ）年間収入

エ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

（ア）従業上の地位

（イ）通勤時間

（ウ）現住居に入居した時期

（エ）前住居に関する事項

（オ）別世帯の子に関する事項

- オ 住環境に関する事項
- カ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - (ア) 所有関係に関する事項
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 面積に関する事項
 - (エ) 利用に関する事項

(3) 範囲

ア 調査の地域

住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づき、調査実施年2月1日現在により設定された単位区のうち、総務大臣が指定する約213,000単位区（以下「調査単位区」という。）とする。

イ 調査の対象

調査時において、調査単位区内から抽出した住宅等及びこれらに居住している世帯とする。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。

- (ア) 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設
- (イ) 皇室用財産である施設
- (ウ) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (エ) 自衛隊の営舎その他の施設
- (オ) 在日米軍用施設

(4) 期日

住宅・土地統計調査は、平成10年及び同年から5年ごとに行う。
調査は、調査実施年の10月1日午前零時現在によって行う。

(5) 方法

ア 調査の流れ

調査は、総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員の流れにより行う。

イ 統計調査員

- (ア) 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区内において抽出された住宅等及びこれらに居住している世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附随する事務を行う。
- (イ) 「(ア)」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単位区設定図の作成、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附随する事務を行うものとする。
- (ウ) 「(ア)」及び「(イ)」の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が「(ア)」の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が該当事務を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は、調査員（イの「(ウ)」の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）が世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。ただし、世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行う。

2 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

集計事項は、別添のとおりとする。

(2) 集計方法

集計は、独立行政法人統計センターにおいて、電子計算機により行う。

3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。

4 関係書類の保存

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
単区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長

5 経費の概算

平成15年度経費約76億3千万円（平成16年度分は未定）

第2 統計法第13条の承認申請事項

指導員及び調査員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、又は関係者に対して質問ができるものとする。

- 1 構造
- 2 床面積
- 3 建築面積
- 4 敷地面積

(承認を申請する理由)

上記の調査事項については、世帯主又は世帯の代表者の申告とともに、統計調査員自身も実測し、又は関係者に質問して申告の正確性を期する必要があるため、立入調査の必要な場合があることから、承認を得るものである。

なお、これらの調査事項の調査に当たっては、統計調査員が不必要に屋内まで立ち入ることのないよう指導する。